

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和7年4月10日付けで提起した葛飾区長に対する保有個人情報不開示決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和7年3月21日付けで個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第77条第1項の規定に基づき、下記の保有個人情報の開示を請求した（以下「本件開示請求」という。）。

記

葛飾区を被告とした、令和○年○月○日に東京高等裁判所控訴の提起があった事件について、葛飾区が保有する資料（議会への説明資料を含む）

- 2 処分庁は、本件開示請求に対して次のように決定し、各記載の情報を開示の対象とし、それぞれ審査請求人に通知した。

- (1) 処分庁東生活課取扱分

全部開示決定（令和 7 年 4 月 4 日付け 7 葛福東第20号）

開示対象は、保健福祉委員会の資料であった。

(2) 処分庁総務課取扱分

① 検討過程の主張及び証拠を除くものについては全部開示決定（同日付け 7 葛総総第39号）

② 検討過程の主張及び証拠については不開示決定（同日付け 7 葛総総第39号。以下「本件不開示決定処分」という。）

開示対象は、令和〇年〇月〇日に東京高等裁判所控訴の提起があった事件において提出された書面、期日呼出状等の裁判所との連絡文書、特別区人事・厚生事務組合と連絡文書、口頭弁論期日に関する報告文書、総務委員会資料等であった。他方、同事件において、裁判所に対して書面提出前に検討された主張に関する文書や、訴訟対応のために検討されたものの裁判所に提出されなかった証拠（以下、併せて「検討過程書面」という。）は、不開示とされた。

3 審査請求人は、本件不開示決定処分を不服とし、令和 7 年 4 月 10 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 理由付記について

本件審査請求は理由付記の不備がある。

(2) 個人情報保護法第79条第 1 項について

本件は、全部不開示決定である。不開示とされた情報に不開示情報が含まれていたとしても、残りの情報については開示すべきである。

(3) 個人情報保護法第78条第 1 項第 7 号柱書及び同号二について

不開示部分は、同項柱書の要件を充たさない。

2 処分庁の主張

(1) 理由付記について

本件審査請求には理由付記の不備はない。

- (2) 個人情報保護法第79条第1項について

同法に違反しない。

- (3) 個人情報保護法第78条第1項第7号柱書及び同号二について

同号二の要件を充たしている。

理 由

1 本件に係る法令等の定め

- (1) 個人情報保護法

(保有個人情報の開示義務)

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。（第1号乃至第6号省略）

7 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（イ乃至ハ省略）

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ（ホ以下省略）

(部分開示)

第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(第2項省略)

- (2) 行政手続法（平成5年法律第88号）

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定

められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。（第2項省略）

2 判断

(1) 理由付記について

審査請求人は、本件不開示決定処分には、理由付記の不備があると主張する。

行政手続法第8条は「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」としている。この趣旨は、処分の理由についての行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることにある。そのことからすれば、理由付記は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたかを、申請者において、その記載自体から了知しうるものではない（最判昭和60年1月22日民集第39巻1号1頁）。

これを本件不開示決定処分についてみると、当該処分の理由として「検討過程のものを開示すると、争訟の相手方に主張書面及び証拠の検討過程並びに当該相手方の主張に対する対応方針が開示され、当該争訟及び類似の争訟において、区の主張立証の方法の予見可能性が高まり、当該争訟等の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。（個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号ニ該当）」と記載されている。

このように、事実関係及び法規が明確に記載されているから、理由付記の不備はない。

(2) 個人情報保護法第78条第1項第7号柱書について

審査請求人は、同号二に該当することについては、積極的には争わないものの、本件処分は同項柱書の「適正な」「支障」「おそれ」の要件を充たさないと主張する。

しかしながら、同号の記載から明らかなとおり、個人情報保護法第78条第7号は、同号イ及至トの事情に加えて、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れの要件を充たす必要があることは要求していない（同号イ及至トは、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある典型的な場合を列挙したものである。）。

同号ニの要件に加えて、「適正な」「支障」「おそれ」について別途検討を求める審査請求人の主張は独自の見解であり、採用できない。

そこで、同号ニの要件に該当するか検討すると、検討過程書面は、現に係属中の事件（東京地裁令和〇年（〇）第〇号事件及び東京高裁令和〇年（〇）第〇号事件）に関するものであり、「争訟に係わる事務」に該当する。

また、これを開示することが「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」も存在する。

すなわち、争訟に対応するための検討過程の主張及び証拠に関する資料が開示されれば、いわゆる手の内情報が明らかになり、現在及び将来の訴訟遂行に著しい支障を生じる可能性があり、自治体の当事者としての地位が不当に侵害されることになる。

そのため、検討過程情報は、開示により、同号ニのおそれが認められることから、同規定によりこれを不開示とした点は、適法である。

なお、最高裁平成11年11月10日第2小法廷判決も、逗子市情報公開条例により、訴訟に関するいわゆる手の内情報が不開示となった事案について、同条例によって不開示とされる「争訟の方針に関する情報」とは、現に係属し又は係属が具体的に予想される事案に即した具体的な方針に限定されると解すべきではなく、右の団体又は機関が行うことのあるべき争訟に対応するための一般の方針をも含むとして、いわゆる手の内情報も争訟の方針に関する情報に該当するものとしている。

(3) 個人情報保護法第79条第1項について

審査請求人は、本件不開示決定処分は全部不開示処分であり、不開示部分を容易に区分して除くことができるにもかかわらず、全てを不開示とした点で、個人情報保護法第79条第1項に違反すると主張する。

しかしながら、本件不開示決定処分は、請求のあった情報中、開示できるもの（検討過程の主張及び証拠を除くもの）は保有個人情報開示決定処分により開示し、開示できないもの（検討過程の主張及び証拠）を不開示としたものであり、部分開示である。

この点、検討過程の主張及び証拠の全てが不開示となっているが、争訟に関する手

の内情報については、いかなる情報を手の内資料と考えていたかが明らかになれば、それ自体が一定の方針を示唆し、訴訟の当事者としての地位を不当に侵害されることとなるから、そのうちの一部を開示することは不適切であり、検討過程の主張及び証拠のすべてを不開示とすることは適法かつ適切な取扱いである。

審査請求人は、未公開の部分を取り除いて、公開された部分を開示すべきと主張しているが、公開された部分については開示されており、審査請求人の主張には理由がない。

よって、同項に違反しない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年8月13日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。